

(平25の1)

平成25年2月13日  
評議員会議定

# 報 告 書

財団法人 新潟県教職員厚生財団

新潟市中央区東中通一番町86番地73

## 目 次

報 告 1	財団の現況(平成24年12月31日現在)について	1
報 告 2	平成24年12月31日までの事業概要について	2
報 告 3	法人制度改革について	7
報 告 4	創立百周年記念事業の進捗状況について	7
報 告 5	社屋新築計画について	8
報 告 6	平成25年度「教育・文化活動」団体及び特別事業助成について	8
報 告 7	一般財団法人移行の見通しと事業等の見直しについて	8
報 告 8	平成25年度事業計画について	9
報 告 9	平成25年度収支予算について	14
報 告 10	諸規程・諸要綱の一部改定について	16
報 告 11	基本財産処分について	23
報 告 12	永年勤続役員の表彰について	23

## 団員の皆様へ

去る2月13日、平成24年度第2回評議員会を開催し、平成25年度事業計画並びに収支予算及び一般財団法人移行に伴う事業見直しとそれに伴う諸規程・諸要綱の一部改定等について議決いただきましたので報告いたします。

- 1 「一般財団法人」への円滑な移行のため、平成25年7月以降の「移行認可」に向けた着実な準備を進め、速やかに申請を行います。  
そして、移行希望日である平成26年4月1日の「一般財団法人」としての新たな出発を目指します。
- 2 財団の財務基盤の盤石化と安定的な運営を目指して、次の施策を実施します。
  - (1) 普通厚生費贈与率を前年0.24%から0.12%に引き下げるとともに、平成26年度から、多額積立金報奨制度を廃止します。ただし、各種貸付利率はそのままとします。
  - (2) 新しく制定した「継続団員の入退団のきまり」の周知を図ります。
  - (3) 各種申請時の個別化対応として、「団員マイページ」の活用により学校現場の事務量の軽減を目指すとともに、郵送費の縮減を図ります。
- 3 「特別厚生費」の申請の際、必要としている所属長（校長）証明は、平成25年度を移行期間として、平成26年度から実施します。
- 4 創立百周年記念事業を全団員への感謝の心を伝える機会にするとともに、百周年を迎える喜びを共有し、今後の財団運営に信頼を寄せていただけるような事業の推進に努めます。
- 5 「新潟県教職員厚生財団百年史」の平成25年12月刊行に向け、編纂事業の着実な推進に努めます。
- 6 社屋新築「第Ⅱ期・初年度の計画」に基づき、社屋新築基本事項検討委員会を設置し、その審議を経て、設計事務所選定基準の作成や入札方法を決定します。
- 7 法人制度改革に伴う財団の事業見直しや創立百周年記念事業に関する情報を「分かりやすく、読みやすく」をモットーにした広報紙づくりに努めます。

平成25年度は、財団にとって、歴史的な新たな展開が始まる大きな節目の年となります。それは、私たちがこれまで進めてきた法人移行の申請を行い、「**非営利型の共益活動を目的とする一般財団法人**」への認可が下り次第、平成26年度には、新法人としての第一歩を踏み出す年になるからです。更には、記念すべき創立百周年の年を迎え、その記念事業を本格的にスタートさせる年にあたります。そういう意味で、本年は歴史の節目として新たな百年の第一歩を確実に踏み出す年にしてまいりたいと考えております。

このような記念すべき年ではありますが、教職員を取り巻く職場環境や経済状況は、一層厳しさを増しており、日々、多忙を極めております。今後とも、一般財団法人へ移行した後も設立の理念を大切に、団員の期待に応えられる新潟県教職員厚生財団を目指し、その基盤づくりに全力を挙げて取り組んでいきたいと決意しております。ご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年2月13日

理事長 吉 沢 嘉一郎

## 報告1 財団の現況（平成24年12月31日現在）について

### 1. 資産状況

#### (1) 総資産

(金額：円)

	12月31日現在	前年同期	増減	前年比
総資産	36,515,180,956	36,983,209,522	△ 468,028,566	98.7

#### (2) 正味財産

(金額：円)

	12月31日現在	前年同期	増減	前年比
正味財産	798,533,884	1,517,964,107	△ 719,430,223	52.6

### 2. 団員数

#### (1) 総数

(人数：人)

	12月31日現在	前年同期	増減	前年比
現職団員	20,403	20,688	△ 285	98.6
継続団員	3,674	3,568	106	103.0
計	24,077	24,256	△ 179	99.3

#### (2) 入退団状況

(人数：人)

		平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年
入 団	現職団員	272	479	371	316	396
	継続団員	230	226	229	223	195
	計	502	705	600	539	591
退 団	現職団員	624	580	604	685	734
	継続団員	98	79	63	73	87
	計	722	659	667	758	821

### 3. 厚生資金積立金

(金額：円)

	12月31日現在	前年同期	増減	前年比
現職団員	27,631,509,570	26,960,979,904	670,529,666	102.5
継続団員	7,785,003,410	7,631,724,361	153,279,049	102.0
計	35,416,512,980	34,592,704,265	823,808,715	102.4

## 報告2 平成24年12月31日までの事業概要について

### 1. 貸付事業

#### (1) 各種資金貸付残高

(件数：件，金額：円)

	件数			金額		
	12月31日現在	前年同期	前年比	12月31日現在	前年同期	前年比
①生活資金	2,820	2,964	95.1	1,341,172,410	1,514,244,027	88.6
②住宅・宅地資金	820	874	93.8	3,284,817,140	3,681,714,083	89.2
③災害資金	30	29	103.4	38,315,263	45,021,086	85.1
④自動車資金	1,521	1,504	101.1	1,374,714,398	1,457,124,070	94.3
⑤学資金	655	603	108.6	825,721,265	810,483,777	101.9
⑥入学資金	506	482	105.0	699,758,836	726,266,839	96.4
⑦結婚資金	140	132	106.0	172,606,030	173,051,068	99.7
計	6,492	6,588	98.5	7,737,105,342	8,407,904,950	92.0

#### (2) 各種資金貸付状況

##### ア. 総括表

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	916	861	55	106.4
貸付金額	1,230,090,000	1,127,150,000	102,940,000	109.1

イ. 生活資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	499	499	0	100.0
貸付金額	380,490,000	383,850,000	△ 3,360,000	99.1

ウ. 住宅・宅地資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	30	30	0	100.0
貸付金額	191,500,000	181,500,000	10,000,000	105.5

エ. 災害資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	1	2	△ 1	50.0
貸付金額	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	75.0

オ. 自動車資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	247	179	68	138.0
貸付金額	388,700,000	280,500,000	108,200,000	138.6

カ. 学資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	92	97	△ 5	94.8
貸付金額	163,100,000	172,500,000	△ 9,400,000	94.6

キ. 入学資金貸付

(件数：件，金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	27	34	△ 7	79.4
貸付金額	61,200,000	63,700,000	△ 2,500,000	96.1

ク. 結婚資金貸付

(件数：件, 金額：円)

	4月～12月	前年同期	増減	前年比
貸付件数	20	20	0	100.0
貸付金額	42,100,000	41,100,000	1,000,000	102.4

2. 厚生費贈与事業

(1) 特別厚生費贈与事業

(件数：件, 金額：円)

	件数			金額		
	4月～12月	前年同期	前年比	4月～12月	前年同期	前年比
① 弔慰金	67	48	139.6	6,220,000	4,990,000	124.6
② 災害見舞金	32	82	39.0	2,900,000	8,350,000	34.7
③ 病氣見舞金	490	487	100.6	9,770,000	9,720,000	100.5
④ 香げ料	650	590	110.2	13,350,000	12,070,000	110.6
⑤ 結婚祝金	235	242	97.1	11,525,000	11,700,000	98.5
⑥ 就学祝金	723	767	94.3	14,450,000	15,320,000	94.3
⑦ 出生祝金	561	495	113.3	11,150,000	9,850,000	113.2
⑧ 多額積立記念品	1,914	1,918	99.8	11,484,000	15,344,000	74.8
⑨ 永年団員祝金	986	842	117.1	27,070,000	24,720,000	109.5
⑩ 養育費	0	0	-	0	0	-
計	5,658	5,471	103.4	107,919,000	112,064,000	96.3

※ 出生祝金に出産見舞金 1件 20,000円を含む。

(2) 教職員手帳等贈与事業

(件数：冊)

	12月31日現在	前年同期	増減	前年比
教職員手帳	11,800	11,700	100	100.9
ダイアリー	9,800	9,900	△ 100	99.0
蛍光ペン	20,500	20,700	△ 200	99.0
計	42,100	42,300	△ 200	99.5

※ 現職団員は希望により教職員手帳かダイアリーのどちらか、継続団員は教職員手帳を贈与

## (3) 退職を祝う会

(人数：人)

地 区	会 場	期 日	招待者数	出席者数	出 席 率	前年度出席率
上 越	や す ね	6月8日	64	19	29.7%	43.3%
中 越	長岡グランドホテル	6月15日	155	48	31.0	35.0
下 越	イタリア軒	6月21日	259	107	41.3	35.9
計			478	174	36.4	36.6

## (4) 継続団員連絡会

(人数：人)

地 区	会 場	期 日	招待者数	出席者数	出 席 率	前年度出席率
上 越	ホテルハイマート	9月5日	640	178	27.8%	30.4%
中 越	ニューオータニ長岡	9月12日	1,276	419	32.8	32.6
下 越	ANAクラウンパザ ホテル新潟	9月21日	1,584	489	30.9	32.2
佐 渡	八 幡 館	10月5日	219	55	25.1	27.4
計			3,719	1,141	30.7	31.7

## 3. 生命保険団体取扱事業

## (1) 普通保険（三井生命）

## ア. 保有契約状況

(件数：件, 金額：円)

	12月31日現在	前 年 同 期	増 減	前 年 比
件 数	6,703	7,070	△ 367	94.8
保 険 金 額	36,283,184,200	38,168,677,300	△ 114,506,900	95.1

## イ. 新規契約・消滅状況

(件数：件, 金額：円)

	4月～12月	前 年 同 期	増 減	前 年 比
新 規	件 数	288	△ 10	96.6
	保 険 金 額	2,615,431,700	△ 50,823,800	98.1
消 滅	件 数	671	△ 7	99.0
	保 険 金 額	4,055,118,300	125,920,100	103.2



## (2) 教職員年金制度加入状況

(人数：人，口数：口)

	12月31日現在	前年同期	増	減	前年比
加入人数	2,352	2,388	△	36	98.5
加入口数	66,749	67,529	△	780	98.8

## 4. 教育・文化活動実施状況

(助成：件，金額：円)

		12月31日現在	前年同期	増	減	前年比
事業 助成	支部単位 助成事業	12	14	△	2	85.7
	金額	1,200,000	1,350,000	△	150,000	88.9
	伝統文化・芸術の継承・ サークル活動等	88	90	△	2	97.8
	金額	3,800,000	4,000,000	△	200,000	95.0
	研究指定校・研究物発行 団体等	15	17	△	2	88.2
	金額	1,050,000	1,190,000	△	140,000	88.2
	特別事業助成	6	8	△	2	75.0
	金額	5,350,000	1,700,000		3,650,000	314.7
	団体助成	26	25		1	104.0
	金額	7,600,000	7,500,000		100,000	101.3
深めよう絆 県民運動	1	1		0	100.0	
金額	1,000,000	1,000,000		0	100.0	
総件数	148	155	△	7	95.5	
総額	20,000,000	16,740,000		3,260,000	119.5	

## 5. 退職準備金借入銀行あっせん

(件数：件，金額：円)

	12月31日現在	前年同期	増	減	前年比
件数	1	1		0	100.0
金額	7,000,000	11,000,000	△	4,000,000	63.6

## 6. 総合健診(人間ドック)等受診料補助状況

(人数：人、金額：円)

		件 数			金 額		
		4月～12月	前年同期	前年比	4月～12月	前年同期	前年比
現職	総合健診	66	82	80.5	1,010,000	1,230,000	82.1
	オプション検診	271	236	114.8	499,700	480,200	104.1
継続	総合健診	452	420	107.6	7,005,000	6,530,000	107.3
	オプション検診	330	290	113.8	767,300	707,600	108.4

## 7. 会議・行事等実施状況（予定も含む）

月	日	記 事	月	日	記 事
4	25	第1回顧問会	9	12	継続団員連絡会（中越）
5	9	第1回監事会		21	継続団員連絡会（下越）
	15	第1回理事会	10	2	三井生命優績社員感謝の会
	28	第1回評議員会・第1回支部長会		5	継続団員連絡会（佐渡）
	23	第2回理事会		16	第2回顧問会
6	8	退職を祝う会（上越）		24	第2回監事会
	15	退職を祝う会（中越）		31	第3回理事会
	21	退職を祝う会（下越）	1	18	第3回顧問会
		～郡市校長会（11月迄）		30	第4回理事会
	28	第2回支部長会	2	13	第2回評議員会・第3回支部長会
9	5	継続団員連絡会（上越）			

### 報告3 法人制度改革について

平成26年4月1日予定の一般財団法人への円滑な移行許可に向けて、次の手順で準備を進めていく。

- ① 「最初の評議員選定委員会の開催」と「最初の評議員の選定」については4月に行う。
- ② 新定款に対応した規程を作成し、理事会及び評議員会で承認を得る。
- ③ 移行の認可に必要な各種書類を作成し、平成25年7月以降に新潟県公益認定等審議会への申請を行う。

### 報告4 創立百周年記念事業の進捗状況について

平成25年度は、財団創立百周年を迎える節目の年となる。百周年記念事業の年度推進計画により、次のように事業を進める。

- ① 平成25年5月18日（土）記念式典・祝賀会の開催。（新マークのお披露目）
- ② 全団員への記念品の贈呈

- ③ 観戦・鑑賞活動の助成
- ④ 百年史編纂では、平成25年12月刊行に向け、編纂事務局と原稿検討部会、編纂委員会、監修委員会等との連携を進めていく。

#### 報告5 社屋新築計画について

平成25年度は、財団社屋新築「第Ⅰ期：財団社屋新築構想期」2か年間の成果を踏まえ、「第Ⅱ期：財団社屋の新築設計プラン作成期」初年度の計画を着実に実践していく。

#### 報告6 平成25年度「教育・文化活動」団体及び特別事業助成について

寄付行為第4条1の(5)の規定する「教育・文化活動」の実施について、「新潟県民のための教育・文化活動に関する要綱」に基づき申請され、平成25年度団体助成及び特別事業助成を決定したのは次のとおりである。

- 団体助成 27団体
- 特別事業助成 10事業

#### 報告7 一般財団法人移行の見通しと事業等の見直しについて

法人制度検討委員会の答申に基づいて、移行後の最大の課題である「債券利子収入に対する源泉20%課税（含む「復興特別税」）に対応し、「財務基盤の盤石化」を図るとともに「学校等の事務の負担軽減化」を進めていく。具体的な施策は次のとおりである。

- (1) 普通厚生費の贈与率を年0.12%に引き下げる。
- (2) 多額積立金報奨制度を平成26年度から廃止する。
- (3) 継続団員の加入要件と退団のきまりを整備して平成26年度から実施する。
  - ① 平成25年度までに入団した継続団員
    - ア 加入要件は現状のままとする。
    - イ 自己選択による節目年齢の退団者へ慰労金を贈与する。その額は70歳5万円、75歳3万円、80歳1万円とする。ただし、慰労金と弔慰金は重複して贈与しない。
    - ウ 平成26年度のみ80歳以上の退団者にも慰労金1万円を贈与する。
  - ② 平成26年度以降に入団する継続団員
    - ア 加入要件を見直して、一時積立金を200万円とする。自己選択による節目退団年齢を70歳、75歳とし、満80歳をもって全員が退団する。この他、退団は任意に、いつでも退団できる。
    - イ 自己選択による節目年齢の退団者へ慰労金を贈与する。その額は70歳5万円、75歳3万円とする。ただし、慰労金と弔慰金は重複して贈与しない。
    - ウ 満80歳で退団するときには慰労金1万円を贈与する。
- (4) 現職団員の個別化対応  
現職団員の請求手続き等の個別化に対応するため、「団員マイページ」の活用を推進する。また、「厚生財団払込金・残高明細書」等、書類のペーパーレス化を図り、所属所と財団の事務量の軽減及び郵送料の縮減を図る。
- (5) 各種申請時における所属長証明（職印）の廃止  
監督官庁の指導や事務職員を中心に強い要望があり、所属長証明（職印）を廃止する。
  - ① 所用の機関から団員個人で必要な証明書類を取り寄せて申請する。
  - ② 入団時・退団時の書類及び各種貸付申請書類は従来どおり所属長証明（職印）を必要とする。
  - ③ 平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は、「所属長の証明（職印）」または「証明書類の添付」どちらでも受け付ける。

## 平成25年度 事業 計 画

### 1. 基本的態度

当財団は、平成24年9月末中間決算において団員数24,075人、資産総額約361億円、内、正味財産約7.9億円、貸付残高79.2億円を有しており、これまで県内教職員の福利厚生事業の推進や公益法人として、県民のための教育・文化活動の振興に寄与してまいりました。

平成25年度は、7月以降速やかに、「非営利型法人の共益活動を目的とする一般財団法人」（以下「一般財団法人」）への移行申請を行い、認定を受けた後、平成26年4月1日をもって、「一般財団法人」へ移行することを目指しております。これに伴い、新法に適合した定款や規程の改定など、当団にとっては新たな運営の基盤を構築する重要な年となり、円滑な移行に向けた諸準備を計画的に進めていくことが課題となります。

一方、欧米の経済は好転の兆しがあるものの、安定化に向けた懸念が払拭されていません。また、日本経済においては、安倍政権の「金融緩和策」、「財政政策」、「成長戦略」などによる「円高是正」及び「デフレ脱却」に向けた取組が進められていますが、その効果が実感できるような段階には至っていません。そのため、依然として、明るい展望を持ちにくい状況にあり、当財団の資金運用計画や各種事業の推進に大きな影響を与えることが予想されます。

こうした情勢を基本にすえ、平成23年2月の「法人移行問題検討委員会」の答申を踏まえながら、財務基盤の盤石化を図るための事業等の見直しを年次計画的に取り組むことが求められています。そのため、昨年度来、一般財団法人への円滑な移行に向けた「定款や規程の見直し」を進めてまいりました。今年度はさらに各種事業の具体的な構築を進め、より団員の皆様の期待にそえるような事業の展開に努めてまいります。

次に、今年度は、財団創立百周年という歴史的な節目を迎える年でもあります。当財団は、大正3年1月25日の創立以来、幾多の試練を乗り越えながら、「団員相互の福利厚生事業の充実」を目的として百年の歩みを進めてまいりました。また、創立百周年記念事業実行委員会を組織し検討を重ねながら、事業を計画いたしました。

記念事業実施の目的は、「財団の歩みを振り返り、これまで支えてきていただいた団員はじめ関係機関・団体、そして財団関係者に感謝の意を表すとともに、財団の新たな一世紀創

造に向けた出発を広く知らせ、共に祝う機会や場とする。」ことにあります。

事業テーマは、「財団の新たな一世紀を創る～感謝でつなぎ、信頼で拓く相互扶助～」であります。多くの方々から喜んでいただけるよう、そして、新たな百年の充実に向けた出発の年となるよう努めてまいります。

## 2. 具体的な施策

### (1) 当財団の新しい動向及び事業内容の周知

① 「一般財団法人」への円滑な移行のため、平成25年7月以降の「移行許可申請の認可」に向けて、次の手順で準備を進めます。

ア 新法に適合した定款・規程の作成と、理事会での承認及び評議員会での議決

イ 移行許可認定に必要な各種書類の作成と、新潟県公益認定等審議会への申請

② 財団の財務基盤をより一層盤石にするための一端として、普通厚生費贈与率を前年0.24%から0.12%に引き下げ、財団の収支バランスの安定的な確保を目指します。

ただし、貸付事業の各貸付利率はそのまま踏襲します。

③ 財団の基盤整備の基本である入団率向上のために、各校長会や各支部組織との連携協力体制の充実に努めます。

④ 各種申請時の個別化対応として平成24年12月に開設した「団員マイページ」の活用を進め、学校現場の事務量の軽減、郵送費の縮減を目指します。

⑤ 財務基盤を盤石化し、安定的な運営を行うため、「継続団員の入退団のきまり」を見直し、その内容の周知を図ります。

⑥ 「特別厚生費」で実施している所属長（校長）証明は、移行期間を設けて廃止します。

ア 団員個人が必要な証明書等を取得し、自己申請する。

イ 平成25年度を移行期間とし、平成26年度から実施する。

⑦ 創立百周年記念事業が全団員への感謝の心を伝える機会にするとともに、百周年を迎える喜びを共有し、今後の財団運営に信頼を寄せていただけるような事業の推進に努めます。

ア 平成25年5月18日（土）に記念式典・祝賀会の挙行（新マークのお披露目）

イ 全団員（平成25年度の新入団員を含む）に、記念品として財団新マーク入りの「越後杉ブランド材」を使ったシャープペンシルを贈呈

ウ 抽選による観戦・鑑賞活動の助成

- ・ 観戦活動：プロ野球、サッカー
  - ・ 鑑賞活動：演奏会、講演会、コンサートなど
- エ 平成25年12月刊行に向けた「新潟県教職員厚生財団百年史」の編纂への取組
- ・ 第1章「厚生財団百年の歩み」、第2章「団員の期待と要望に応えた1世紀」、第3章「今後を展望して」の三部構成による百年史編纂作業の着実な実施
  - ・ 編纂事務局と原稿検討部会、編纂委員会、監修委員会等との連携を経た刊行
- ⑧ 財団社屋新築「第Ⅰ期：財団社屋新築構想期」2カ年間の成果を踏まえ、「第Ⅱ期：財団社屋の新築設計プラン作成期」初年度の計画を着実に実践します。
- ア 新社屋入居に関する「確認書」の締結（平成25年7月の予定）
- イ 社屋新築基本事項検討委員会の設置と設計事務所選定基準の作成や入札方法の決定
- ⑨ 法人制度改革に伴う財団の事業等の見直しや創立百周年記念事業に関する内容等、時機を得た情報を「分かりやすく、読みやすく」をモットーに広報紙やホームページ上に掲載するように努めます。
- (2) 中、長期的な財団運営方針策定並びに着実な推進
- ① 財団の収支バランスの安定化を図るため、一般財団法人移行に伴う利子収入の源泉徴収20%課税等への対応策を毎年評価し、的確かつ柔軟な対応策を検討し実施します。
- ② 財団の財務基盤の盤石化と収支バランスの安定化を図るために、継続団員の「入退団のきまり」の明確化とその運用に取り組みます。
- ア 継続団員の「退団のきまり」の明示
- イ 平成26年4月1日以降に入団する新規の継続団員の入団一時金の改定
- ・ いずれも、平成25年度を周知期間とし、平成26年度から実施する。
- ③ 収支バランスの安定化を図るために、多額積立報奨制度を廃止します。
- ・ 平成25年度を周知期間とし、平成26年度から実施する。
- ④ 財団組織の強化と財務基盤の盤石化を図るため、各校長会・各支部組織との緊密な連携により、新入団員数の増加を目指します。
- ⑤ 現在地での「3階建て社屋新築」については、平成27年7月工事着工、平成28年9月完工・竣工を目指し、「財団社屋新築プラン」の着実な実施に努めます。
- ⑥ 「全県規模の指定研究等」に対する助成事業の周知を図ることにより、教育・文化事業の一層の充実を目指します。

(3) 団員の要望に応える事業の取組

- ① 「新潟県教職員年金制度」がより安定した制度となるよう、引き続き三井生命と協力して加入者増となる取り組みを進めていきます。
- ② 「総合健診（人間ドック）補助事業」、「退職を祝う会」、「継続団員連絡会」については、広報紙等により、団員の関心を高め、利用や参加をしてよかったと実感してもらえる運営に努めます。
- ③ 団員への配布物は、「一般財団法人」への移行に伴う事業運営の見直しや財務基盤の強化の取組に関する内容等を掲載し、「分かりやすく読みやすい、親しみのある紙面」となるように努めます。

3. 主な事業内容

(1) 貸付金

- ① 年間の貸付予定額を1,966,000,000円見込みます。内訳は次のとおりです。

ア 一般貸付

生活資金貸付	715件	630,000,000円
自動車資金貸付	315件	570,000,000円
学資資金貸付	135件	240,000,000円
入学資金貸付	100件	180,000,000円
災害資金貸付	3件	6,000,000円
結婚資金貸付	20件	40,000,000円
イ 住宅・宅地資金貸付	50件	300,000,000円

(2) 厚生費贈与事業

- ① 厚生資金積立金残高に対して普通厚生費の贈与率を0.12%とし、贈与額を42,800,000円と見込みます。
- ② 特別厚生費の贈与額を127,700,000円見込みます。内訳は次のとおりです。

弔慰金	65件	7,500,000円
災害見舞金	30件	3,000,000円
病気見舞金	725件	14,500,000円
香げ料	900件	18,000,000円
結婚祝金	330件	16,500,000円

就学祝金	800件	16,000,000円
出生祝金	750件	15,000,000円
多額積立記念品	2,000件	9,000,000円
永年団員祝金	970件	28,000,000円
養育費	2件	200,000円
③ その他事業		
教育文化振興費		20,000,000円
教職員手帳等		6,500,000円
事務連絡会費		1,200,000円
支部運営費		1,000,000円
退職を祝う会		1,700,000円
継続団員連絡会		8,000,000円
総合健診（人間ドック）等		11,000,000円



報告 9 平成25年度収支予算について

平成25年度 収 支 予 算 書

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	12,602,000	11,001,000	1,601,000	
①預金利子収入	2,000	1,000	1,000	
②債券利子収入	12,600,000	11,000,000	1,600,000	
(2)資金運用収入	201,100,000	241,100,000	△ 40,000,000	
①預金利子収入	100,000	100,000	0	
②債券利子収入	200,000,000	240,000,000	△ 40,000,000	
③証券売買益収入	1,000,000	1,000,000	0	
(3)事業収入	203,600,000	206,200,000	△ 2,600,000	
①貸付金利子収入	165,600,000	165,200,000	400,000	
②保険料取扱手数料収入	38,000,000	41,000,000	△ 3,000,000	
(4)貸付金返済収入	2,274,000,000	2,213,500,000	60,500,000	
①生活資金返済収入	720,000,000	740,000,000	△ 20,000,000	
②住宅・宅地資金返済収入	600,000,000	580,000,000	20,000,000	
③学資資金返済収入	180,000,000	150,000,000	30,000,000	
④入学資金返済収入	146,000,000	130,000,000	16,000,000	
⑤災害資金返済収入	10,000,000	7,500,000	2,500,000	
⑥自動車資金返済収入	580,000,000	570,000,000	10,000,000	
⑦結婚資金返済収入	38,000,000	36,000,000	2,000,000	
(5)厚生資金積立金収入	2,470,000,000	2,490,000,000	△ 20,000,000	
①現職団員積立金収入	2,000,000,000	2,000,000,000	0	
②継続団員積立金収入	470,000,000	490,000,000	△ 20,000,000	
(6)雑収入	5,010,000	5,010,000	0	
①不動産賃貸料収入	4,410,000	4,410,000	0	
②雑収入	600,000	600,000	0	
(7)分担金等収入	1,880,000	1,382,000	498,000	
①事務連絡会費収入	500,000	2,000	498,000	
②警備保障費収入	380,000	380,000	0	
③光熱水費収入	1,000,000	1,000,000	0	
事業活動収入計	5,168,192,000	5,168,193,000	△ 1,000	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	360,200,000	304,500,000	55,700,000	
①普通厚生費支出	42,800,000	83,000,000	△ 40,200,000	
②特別厚生費支出	127,700,000	133,700,000	△ 6,000,000	
③教育文化振興費支出	20,000,000	20,000,000	0	
④事業振興費支出	7,700,000	8,000,000	△ 300,000	
⑤支部運営費支出	1,000,000	1,000,000	0	
⑥諸費支出	61,000,000	58,800,000	2,200,000	
⑦記念事業費支出	100,000,000	0	100,000,000	
(2)管理費支出	182,350,000	150,040,000	32,310,000	
①会議費支出	4,200,000	4,200,000	0	
②人件費支出	125,000,000	89,490,000	35,510,000	
③出張旅費支出	2,000,000	1,800,000	200,000	
④需要費支出	31,000,000	39,000,000	△ 8,000,000	
⑤電算委託費支出	5,600,000	5,600,000	0	
⑥調査研究費支出	1,400,000	1,300,000	100,000	
⑦租税公課支出	3,000,000	3,000,000	0	

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
⑧営繕管理費支出	1,000,000	1,000,000	0	
⑨火災保険料支出	250,000	250,000	0	
⑩警備保障費支出	1,000,000	1,000,000	0	
⑪光熱水費支出	1,800,000	1,800,000	0	
⑫リース料支出	4,500,000	0	4,500,000	
⑬雑 支 出	1,600,000	1,600,000	0	
(3)貸付金支出	1,966,000,000	2,016,000,000	△ 50,000,000	
①生活資金支出	630,000,000	660,000,000	△ 30,000,000	
②住宅・宅地資金支出	300,000,000	300,000,000	0	
③学資資金支出	240,000,000	230,000,000	10,000,000	
④入学資金支出	180,000,000	180,000,000	0	
⑤災害資金支出	6,000,000	6,000,000	0	
⑥自動車資金支出	570,000,000	600,000,000	△ 30,000,000	
⑦結婚資金支出	40,000,000	40,000,000	0	
(4)厚生資金積立金取崩	1,950,000,000	2,000,000,000	△ 50,000,000	
①現職団員支出	1,700,000,000	1,800,000,000	△ 100,000,000	
②継続団員支出	250,000,000	200,000,000	50,000,000	
事業活動支出計	4,458,550,000	4,470,540,000	△ 11,990,000	
事業活動収支差額	709,642,000	697,653,000	11,989,000	
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1)基本財産取崩収入	237,500,000	521,000,000	△ 283,500,000	
①定期預金(2)取崩収入	7,500,000	1,000,000	6,500,000	
②有価証券(2)取崩収入	230,000,000	520,000,000	△ 290,000,000	
(2)証券預金取崩収入	200,000,000	450,000,000	△ 250,000,000	
有価証券(3)取崩収入	200,000,000	450,000,000	△ 250,000,000	
(3)特定資産取崩収入	80,000,000	0	80,000,000	
記念事業引当資産取崩収入	80,000,000	0	80,000,000	
投資活動収入計	517,500,000	971,000,000	△ 453,500,000	
2. 投資活動支出				
(1)基本財産取得支出	237,500,000	521,000,000	△ 283,500,000	
①定期預金(2)取得支出	7,500,000	1,000,000	6,500,000	
②有価証券(2)取得支出	230,000,000	520,000,000	290,000,000	
(2)特定資産取得支出	30,000,000	50,000,000	△ 20,000,000	
記念事業引当資産取得支出	0	20,000,000	△ 20,000,000	
会館建設積立資産取得支出	30,000,000	30,000,000	△ 0	
(3)固定資産取得支出	1,900,000	2,200,000	300,000	
①建物建設支出	700,000	1,000,000	△ 300,000	
②備品・構築物取得支出	700,000	700,000	△ 0	
③ソフトウェア購入支出	500,000	500,000	0	
(4)証券預金支出	1,500,000,000	800,000,000	700,000,000	
有価証券(3)取得支出	1,500,000,000	800,000,000	700,000,000	
投資活動支出計	1,769,400,000	1,373,200,000	396,200,000	
投資活動収支差額	△ 1,251,900,000	△ 402,200,000	△ 849,700,000	
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV. 予備費支出	50,000,000	50,000,000	0	
当期収支差額	△ 592,258,000	245,453,000	△ 837,711,000	
前期繰越収支差額	5,760,086,567	4,700,000,000	1,060,086,567	
次期繰越収支差額	5,167,828,567	4,945,453,000	222,375,567	

(注) 1. 借入金限度額 0円  
2. 債務負担金 0円

平成25年1月30日 理事会議定  
平成25年2月13日 評議員会議定

## 報告10 諸規程・諸要綱の一部改定について

(改定のアンダーラインの部分は、改定箇所である。)

理由 事業運営の円滑化を図るとともに、諸規程の見直し及び、実情に即して文言の整理を行うものである。

### 第7ページ〔第2章 厚生資金の積み立て、払戻し、貸付け、立替え及びあっせん〕

#### 現 行

第8条4 団員の申し出により、休職中は積み立てなくてもよい。

第11条3 団員に対して、総合健診等があっせんすることができる。

第18条 この細則は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成21年4月1日 一部改正

#### 改 定

第8条4 団員の申し出により、無給休職期間中は、積立金を積み立てなくてもよい。この場合、積立金中止届書を提出するときは辞令の写しを添付すること。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)

第11条3 団員に対して、総合健診等の受診料の補助をすることができる。

第18条 この細則は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成25年4月1日 一部改正

### 第35-2ページ〔返済方法〕

#### 現 行

第8条1 貸付金の返済期間は、各貸付規程による。

2 内入返済を認める。

3 貸付金の借換え貸付を認める。ただし、同じ種類の既借入金の返済回数が24回未満の場合は借換えを認めない。

4 退団・死亡及び脱退のときは、貸付元利残高を一括返済するものとする。

第4章 付 則

この貸付規程は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成18年4月1日 一部改正

#### 改 定

第8条1 貸付金の返済始期は、貸付実行日の翌月からとする。

2 貸付金の返済期間は、各貸付規程による。

3 内入返済を認める。

4 貸付金の借換え貸付を認める。ただし、同じ種類の既借入金の返済回数が24回未満の場合は借換えを認めない。

5 退団・死亡及び脱退のときは、貸付元利残高を一括返済するものとする。

#### 第4章 付 則

この貸付規程は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成25年4月1日 一部改正

#### 第37ページ〔結婚祝金〕

現 行

(備 考)

- ① 現職にある団員は、請求書に戸籍抄本等は不要。継続団員及び退団後3か月以内に結婚した者は、所属長証明に代わるものとして、戸籍抄本を添付すること。
- ② 団員が結婚したときの認定は、婚姻手続完了の日とし、この日を請求事由発生日とする。

改 定

(備 考)

- ① 請求書には、結婚の事実が分かる戸籍抄本等の写しを添付すること。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② 団員が結婚したときの認定は、婚姻手続完了の日とし、この日を請求事由発生日とする。

#### 第37ページ〔出生祝金〕

現 行

(備 考)

- ① 双子等誕生の場合は人数分を贈与する。
- ② 死産の場合、団員の胎児が妊娠12週以上で死産したときは、出産見舞金を贈与する。(医師の証明書の写しを添付すること。)

改 定

(備 考)

- ① 請求書には、出生の事実が分かる戸籍謄本等の写しを添付すること。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② 双子等誕生の場合は人数分を贈与する。

- ③ 死産の場合、団員の胎児が妊娠12週以上で死産したときは、出産見舞金を贈与する。(医師の証明書の写しを添付すること。)

### 第38ページ〔就学祝金〕

#### 現 行

(備 考)

- ① 双子等の場合は人数分を贈与する。
- ② 団員の子には、父母に代わって養育する子を含む。
- ③ 「父母に代わって養育する子」のときは、続柄が確認できる書類を添付すること。
- ④ 継続団員が請求するときは、戸籍抄本等を添付すること。

#### 改 定

(備 考)

- ① 請求書には、就学の事実が分かる学齢児童就学通知書の写し、または請求者の戸籍謄本等の写しを添付すること。(平成25年度は移行期間のため、事由発生証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② この祝金の請求事由発生日は、就学した年の4月1日とする。
- ③ 双子等の場合は人数分を贈与する。
- ④ 団員の子には、父母に代わって養育する子を含む。
- ⑤ 「父母に代わって養育する子」のときは、続柄が確認できる書類を添付すること。

### 第38ページ〔病気見舞金〕

#### 現 行

(備 考)

- ① 妊娠に係る見舞金は1回とする。(帝王切開は該当しない。)
- ② 継続団員の病気見舞金は、入院の場合に限り単年度2回を限度とする。
- ③ 請求の条件については、次のいずれかに達したときとする。ただし、その全期間が、在団期間内に含まれるものでなければならない。
  - ア 入院が連続10日間経過したとき。
  - イ 自宅療養が連続30日間経過したとき。
  - ウ 同一の病気又は負傷で引続き入院又は自宅療養が6か月経過したとき。
- ④ 添付書類について、現職団員の場合は、請求書の所属長職印で認定し、添付書類を省略できる。ただし、判断が難しいときは、必要に応じて医師の診断書又は出勤簿等の写しの提出を求める。

継続団員が請求するときは、医師の診断書又は退院証明書等の写しを添付する。

**改 定**

(備 考)

- ① 請求書には、傷病名・治療期間の事実が分かる医師の診断書又は退院証明書等の写し、或いは、入院計画書と診療費請求書等の写しを添付する。また、必要に応じて出勤簿等の写しの提出を求める。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② 妊娠に係る見舞金は1回とする。(帝王切開は該当しない。)
- ③ 継続団員の病気見舞金は、入院の場合に限り単年度2回を限度とする。
- ④ 請求の条件については、次のいずれかに達したときとする。ただし、その全期間が、在団期間内に含まれるものでなければならない。
  - ア 入院が連続10日間経過したとき。
  - イ 自宅療養が連続30日間経過したとき。
  - ウ 同一の病気又は負傷で引続き入院又は自宅療養が6か月経過したとき。

**第38ページ〔香げ料〕**

**現 行**

(備 考)

- ① 親族とは、6親等内の血族並びに3親等内の姻族をいう。また、勤務の都合上別居を余儀なくされている場合は同居とみなす。
- ② 子が、早産のために出生後死亡した場合は、医師の証明書を必要とする。
- ③ 親族以外の被扶養者の場合は、市町村長の証明を必要とする。
- ④ 継続団員が請求するときは、請求者の戸籍謄本並びに会葬挨拶状等を添付する。

**改 定**

(備 考)

- ① 請求書には、親族等の死亡が分かる死亡診断書等の写し及び会葬挨拶状、並びに請求者の戸籍謄本の写しを添付する。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② 親族とは、6親等内の血族並びに3親等内の姻族をいう。また、勤務の都合上別居を余儀なくされている場合は同居とみなす。
- ③ 子が、早産のために出生後死亡した場合は、医師の証明書を必要とする。
- ④ 親族以外の被扶養者の場合は、市町村長の証明を必要とする。

### 第39ページ〔弔慰金〕

#### 現 行

(備 考)

遺族について、①配偶者、②子、③直系尊属、④兄弟姉妹の順。要は、故人の祭事を行なう者であること。

#### 改 定

(備 考)

- ① 請求書には、団員の死亡が分かる死亡診断書等の写し及び会葬挨拶状、並びに請求者の戸籍謄本の写しを添付する。また、必要に応じてその他の関係書類の提出を求める。(平成25年度は移行期間のため、事由発生の証明は「所属長の証明(職印)」または「証明書類の添付」どちらでも受付ける。)
- ② 遺族について、①配偶者、②子、③直系尊属、④兄弟姉妹の順。要は、故人の祭事を行なう者であること。

### 第39ページ〔災害見舞金〕

#### 現 行

(備 考)

- ①勤務の都合上別居を余儀なくされている団員で、家族の居住している住宅が被災したときは、団員の居宅に準じて見舞金を贈与する。
- ② この見舞金は、「居宅」の損害について行われるもので、家財並びに宅地の損壊は該当しない。
- ③ この見舞金は、団員の居宅が火災・天災等により被災した場合、その被害程度に応じて見舞金を贈与するもので、損害補填主義による補償を行うものではない。
- ④ 請求書には、市町村長・警察署長、又は消防署長の災害程度を示す証明書(写)を添付すること。居宅の損害程度の判定は、すべてこの証明書に基づくものとする。
- ⑤ 居宅とは、その所有権の有無にかかわらず、現に生活の本拠地として居住する建造物(自宅、公営住宅、公務員宿舎、借家、借間等)のことをいう。
- ⑥ 居宅の損害内容が、焼失・浸水・損壊以外のときは、常勤役員で協議するものとする。

#### 改 定

(備 考)

- ① 請求書には、市町村長・警察署長、又は消防署長の災害程度を示す証明書(写)を添付すること。また、必要に応じて被災場所の写真の提出を求める。  
なお、居宅の損害程度の判定は、すべてこの証明書に基づくものとする。
- ② 居宅とは、その所有権の有無にかかわらず、現に生活の本拠地として居住する建造

物（自家、公営住宅、公務員宿舎、借家、借問等）のことをいう。

- ③ 勤務の都合上別居を余儀なくされている団員で、家族の居住している住宅が被災したときは、団員の居宅に準じて見舞金を贈与する。
- ④ この見舞金は、「居宅」の損害について行われるもので、家財並びに宅地の損壊は該当しない。
- ⑤ この見舞金は、団員の居宅が火災・天災等により被災した場合、その被害程度に応じて見舞金を贈与するもので、損害補填主義による補償を行うものではない。
- ⑥ 居宅の損害内容が、焼失・浸水・損壊以外のときは、常勤役員で協議するものとする。

### 第39ページ〔多額積立記念品〕

#### 現 行

第12条 厚生資金積立金が、年度末までに次の各号に該当した団員には、その翌年度に記念品を贈与する。

- 1 100万円に達したとき。
- 2 前号以後100万円増すごとの金額に達したとき。

#### 改 定

第12条 厚生資金積立金が、年度末までに次の各号に該当した団員には、その翌年度に記念品を贈与する。

- 1 100万円に達したとき。
- 2 前号以後100万円増すごとの金額に達したとき。

ただし、平成25年度からは、団員の厚生資金積立金が各号に定める金額に新たに達しても、記念品は贈与しないものとする。

### 第41ページ〔付 則〕

#### 現 行

この規程は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成20年4月1日 一部改正

#### 改 定

この規程は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成25年4月1日 一部改正

### 第42ページ〔(別表) V 厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表〕

#### 現 行

- 1 普通厚生費贈与率 年0.24%



## 8 多額積立記念品

① 100万円に達したとき記念品を贈呈、以後100万円増す毎の金額。

この厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表は、平成24年4月1日から、これを運用する。

### 改定

1 普通厚生費贈与率 年0.12%

8 多額積立記念品（積立金が100万円に達したとき、以後100万円増す毎の金額。）

平成25年度からは、規定の金額に新たに達しでも記念品は贈与しない。

この厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表は、平成25年4月1日から、これを運用する。

## 第49ページ〔退職準備金借入銀行あっせん要綱〕

### 現行

2. 団員に退職準備金の借入れをあっせんする銀行は、第四銀行・北越銀行・大光銀行の本支店及びみずほ信託銀行新潟支店とする。

6. この要綱は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成18年4月1日 一部改正

### 改定

2. 団員に退職準備金の借入れをあっせんする銀行は、第四銀行・北越銀行及び大光銀行の本支店とする。

6. この要綱は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成25年4月1日 一部改正

## 報告11 基本財産処分について

基本財産のうち、第1表の物件が償還になったので、第2表の物件で補充した。

第1表 満期・償還になった物件

(金額：円)

銘 柄	額 面	利 率	帳 簿 価 格	備 考
14-1 新潟県公募公債	350,000,000	0.16 %	349,910,000	
14-1 広島市公募公債	60,000,000	0.18	60,000,000	
計			409,910,000	

第2表 補充した物件

(金額：円)

銘 柄	額 面	利 率	帳 簿 価 格	備 考
第139回 利付国債	300,000,000	1.6 %	300,000,000	
第138回 利付国債	50,000,000	1.5	49,775,000	
第326回 利付国債	60,000,000	0.7	60,000,000	
計			409,775,000	

## 報告12 永年勤続役員の表彰について

役職員表彰慶弔等規程第4条の規定により、評議員会で次の役員に感謝状を贈呈する。

10年勤続 顧 問 小林 幹雄 就任年月日 平成14年6月1日